

令和3年度販促ツール活用促進セミナー企画運営業務委託プロポーザル募集要領

1 概要

(1) 業務名

令和3年度販促ツール活用促進セミナー企画運営業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 契約予定期間

本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和3年9月30日までとする。

※なお、本事業は、和歌山県議会令和3年2月定例会において、本事業にかかる令和3年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期または変更する場合があります。

2 参加資格に関する事項

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び県税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

3 スケジュール

- | | |
|-----------|---------------------|
| ・公募開始 | 令和3年2月19日(金)から |
| ・質問受付 | 令和3年2月26日(金)17時まで |
| ・質問への回答期日 | 令和3年3月2日(火)17時まで |
| ・企画提案書の提出 | 令和3年3月15日(月)17時まで |
| ・選定委員会 | 令和3年3月22日(月) |
| ・審査結果の通知 | 選定委員会の翌日以降(令和3年3月中) |
| ・契約期間 | 契約締結日から令和3年9月30日まで |

4 質問及び回答について

プロポーザル参加にあたり質問事項がある場合は、質問票(様式3)を提出すること。

- (1) 質問期限：令和3年2月26日(金)17時まで
- (2) 提出先：和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課 吉田
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
電話 073-441-2760 (直通)
E-mail yoshida_k0042@pref.wakayama.lg.jp
- (3) 提出方法：電子メールにより上記期限内に提出すること。
なお、質問期限を過ぎて提出された質問票は一切受け付けない。
- (4) 質問回答：質問者に対し電子メールで令和3年3月2日(火)17時までに回答するとともに、必要に応じ、和歌山県企業振興課ホームページにおいて公開する。
なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けしない。

5 企画提案書の提出について

- (1) 提出書類及び提出部数
次に掲げる書類をすべて1部提出すること。
書類はすべてA4サイズとすること。
 - ①企画提案申請書(様式1)
 - ②企画提案書(任意様式)
 - ③誓約書(様式2)
 - ④提案者の概要がわかるもの(会社案内等)
 - ⑤定款(又は寄付行為)の写し
 - ⑥法人登記事項証明書
 - ⑦印鑑登録証明書
 - ⑧直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類
 - ⑨法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書
(提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの)
 - ⑩和歌山県税に未納がない旨の証明書(提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの)
・ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、和歌山県税に未納がない旨の証明書は必要としない。
- (2) 提出期限 令和3年3月15日(月)17時まで(必着)
- (3) 提出先 和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課 吉田
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
電話 073-441-2760 (直通)
E-mail yoshida_k0042@pref.wakayama.lg.jp
- (4) 提出方法 郵送により上記期限内に提出すること。
ただし、②企画提案書のみ電子メールでも提出すること。
なお、期限を過ぎて提出された企画提案書は一切受け付けない。

(5) その他

- ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- イ 提案のあった企画提案書等は返却しない。
- ウ 一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

6 企画審査

(1) 審査方法

選定は、和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。

なお、契約候補者の審査にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、契約候補者を選定する。

(2) 選定委員会

- ア 開催日時 令和3年3月22日(月) 16時00分から17時30分
(同日開催の他審査会の影響により、開催時間が前後する場合がある。)
- イ 開催場所 和歌山県庁北別館7階 7A会議室
- ウ 企画提案の所要時間(1事業者あたり)
プレゼンテーション 約15分間
選定委員からの質疑 約15分間

エ 注意事項

- ①プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書の受付順とする。
- ②プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり3名までとする。
- ③パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。プレゼンテーションは予め提出した企画提案書類に基づいて実施すること。
- ④提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ⑤指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、提案書評価基準に基づき数値(得点)で評価し、契約候補者を選定する。

なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

(4) 契約候補者の選定について

各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち評価点の合計が最も高い提案者1者を契約候補者として選定する。

なお、提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各選定委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

また、評価点が高点の場合、選定委員による多数決により決定するものとする。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会の翌日以降に提案者に文書にて通知する。

(6) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の翌日以降に和歌山県企業振興課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 契約候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の参加者の評価点（提案者名は併記しない）

ウ 契約候補者の選定理由

(7) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

また、該当する者が契約候補者として選定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに和歌山県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ和歌山県の承認を受けた場合は業務の一部を委託することができる。

7 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある

- (1) 「2 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合

ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること

エ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

8 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容等を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

9 その他

- (1) 選定された場合には県担当課と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。

- (3) 提出された企画提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となること。
- (4) 複数の提案書の提出はできない。

10 問い合わせ先

担当課：和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課

担当者：吉田

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電 話：073-441-2760（直通）

F A X：073-424-1199

E m a i l：yoshida_k0042@pref.wakayama.lg.jp